

平成27年度 第1回 教育委員会会議録

1 開催日時及び場所

平成27年5月15日（金） 午後2時50分～午後3時45分
山県市役所3階 303会議室

2 議事日程

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 会議録署名者の指名

日程第3 教育長の報告

日程第4 議第1号 山県市教育委員会委員長の選出について

日程第5 議第2号 山県市教育委員会委員長職務代理者の指定について

日程第6 議第3号 平成27年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置に
ついて

日程第7 議第4号 山県市英語指導助手設置要綱の制定について

日程第8 議第5号 調理員の服務心得の一部を改正する訓令について

日程第9 議第6号 山県市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正
する要綱について

日程第10 議第7号 教育財産の取得の申し出について

日程第11 議第8号 平成27年度一般会計補正予算（第1号）について

日程第12 その他

3 出席者

委員長 藤根美登里

委員 大野良輔

委員 藤岡 功

委員 川田八重子

教育長 森田正男

事務局 学校教育課長 渡辺千俊

生涯学習課長 梅田義孝

公民館長 堀 邦利

学校教育課 江尾浩行 山口友子

4 会議次第

(午後 2 時 5 0 分開会)

- 学校教育課長 ただいまから、平成 2 7 年度第 1 回教育委員会を開催いたします。
川田委員さんについては、教育委員として今後 4 年間ですが、よろしく
お願いいたします。
本日の会議は、委員長及び委員長職務代理者が任期満了により不在とな
っておりますので、日程第 5、議第 2 号委員長職務代理者が決定される
までの間、慣例として事務局が議事の進行を務めさせていただきます。
よろしいでしょうか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 学校教育課長 それでは、日程第 1、前回会議録の承認について
事務局に説明を求めます。
- 事務局 (江尾) 日程第 1、前回の会議録の承認について説明させていただきます。
資料ナンバー 1 をご覧ください。
平成 2 6 年度第 9 回教育委員会が平成 2 7 年 3 月 2 5 日、市役所 3 0 3
会議室において開催されました。
出席者は委員長ほか 3 名、教育長、事務局 4 名でありました。
会議は、午後 1 時 3 0 分に開催され、前回の会議録の承認、会議録署名
者が指名されました。
教育長から各小学校の卒業式へ委員の出席のお礼、山県市議会の予算及
び条例の報告、人間空気椅子へのお礼の報告がありました。
議題としまして、人事案件 2 件、山県市教育振興基本計画について、要
綱の改正案 1 件を審議していただき、承認されました。
会議は 2 時 3 0 分に閉会しました。
以上でございます。
- 学校教育課長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問等がござい
ましたら、発言をお願いいたします。
- 委員 質疑なし
- 学校教育課長 それでは、ご質問がないようですので、前回会議録を承認します。
日程第 2、会議録署名者の指名については、藤岡功委員を指名します。
- 藤岡委員 わかりました。

学校教育課長
教育長

日程第3、教育長の報告について、森田教育長に報告を求めます。
5点ほど報告をさせていただきます。

1点目は、4月2日の宣誓式及び対面式に出席いただき有り難うございました。委員長さんからは対面式で校長お一人お一人に励ましの言葉をいただきました。今年度は、昨年にも増して校長たちを中心に学校も含め、非常に良いスタートが出来たのではないかと感謝しております。

2点目は、4月21日、全国学力学習状況調査が行われました。結果についてまだ分からず、夏頃になるかと聞いております。また、結果後の対策については、おいおいまた教育委員会の中でお話ができるかと思っております。

3点目は、総合教育会議のなかで少し話しましたが、この4月1日から、岐阜県下21市のなか、新教育委員会制度で教育長になったのは、飛騨市、美濃市、可児市、多治見市の4市でございます。美濃市は前任が現職で亡くなられましたので新しい教育長です。あとは前任者が引き続き新教育長として任命されてスタートしているようです。

先日、東海大会があり出席しました。東海・北陸では102の市があり、19市が新しい制度の教育長という形でスタートしているようです。全国的には、4月1日、文科省の調査で全自治体の16%と聞いております。今年だけではなく、来年度も含めて徐々に新しい形になろうかと思っております。

4点目は、先ほど良いスタートが切れたと話しましたが、児童生徒、教職員、私どもの教育委員会の職員全てですが、いろんな意味で順調に活動をしております。この間も台風が来て何もなかったのですが、台風が来たり、地震があつたりと、安心、安全にかかわることがいつ来るかわからないので、引き締めてやるようにと、先日の校長会で学校教育課長が話しました。

最後になりましたが、第1回の総合教育委員会が開かれました。

以上でございます。

学校教育課長
委員

ただいまの教育長の報告について、何か質疑はございませんか。
質疑なし

学校教育課長 日程第4、議第1号、山県市教育委員会委員長の選出について議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局（江尾） それでは、資料ナンバー2をご覧ください。

議第1号、山県市教育委員会委員長の選出について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の附則第2条第2項の規定に基づき、山県市教育委員会委員長の選出を求める。平成27年5月15日提出。山県市教育委員会、教育長、森田正男。

今回の改正法は平成27年4月1日より施行されました。今年の4月1日において在任中の教育長は、教育委員としての任期が満了するまでとなっております。森田教育長は平成27年6月30日までです。退任するまでは旧法の法律により教育長として存続します。教育委員長についても、森田教育長の任期が満了した時点で失職となります。今回、旧法により教育委員長の選出が必要になります。

学校教育課長 それでは、旧法の規定により、委員の中から選出しなければならないとされておりますので、選出方法についてご協議を願います。

藤岡委員 推薦ということで決定したらいかがでしょうか。

学校教育課長 ただいま藤岡委員より推薦にて決定してはどうかというご意見がありましたが、ほかに意見はございませんか。

委員 意見なし

学校教育課長 ほかに意見はないようですので、委員長の選出は推薦にて決定することといたします。協議をお願いいたします。

藤岡委員 私は、藤根委員を委員長に推薦したいと思います。経験も豊富ですし、日ごろから教育行政に多大なるご尽力をいただいておりますので、委員長には適任だと思いますので、藤根委員を推薦させていただきたいと思っております。

学校教育課長 ほかにご意見はございませんか。

委員 意見なし

学校教育課長 それでは、日程第4、議第1号、山県市教育委員会委員長の選出については、藤根美登里委員を委員長とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

学校教育課長 異議なしと認め、藤根美登里委員を委員長とすることに決定いたします。続いて、日程第5、議第2号、山県市教育委員会委員長職務代理者の指定について議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局（江尾） それでは、資料ナンバー3をご覧ください。

議第2号、山県市教育委員会委員長職務代理者の指定について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の附則第2条第2項の規定に基づき、山県市教育委員会委員長職務代理者の指定を求める。平成27年5月15日提出。山県市教育委員会、教育長、森田正男。

これも先ほどの旧法の規定により、教育委員長に事故あるとき、または欠けたときは教育委員会の指定する委員がその職務を負うと定められておりますので、ご協議願いたいと思います。

学校教育課長 委員長職務代理者の指定方法について協議願います。

藤岡委員 委員長の選出方法と同じく、推薦ではいかがでしょうか。

学校教育課長 ただいま藤岡委員より推薦にて決定してはどうかとご意見がありましたが、ほかに意見はございませんか。

委員 意見なし

学校教育課長 ほかに意見がないようですので、委員長職務代理者の指定は推薦にて決定することといたします。協議をお願いいたします。

藤岡委員 大野委員を委員長職務代理者に推薦したいと思います。大野委員は、教育行政の手腕も豊富でありますし、委員長職務代理者として適任だと思います。

学校教育課長 ほかに意見はございませんか。

委員 意見なし

学校教育課長 それでは、日程第5、議第2号、山県市教育委員会委員長職務代理者の指定については、大野良輔委員を委員長職務代理者とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

学校教育課長 異議なしと認め、大野良輔委員を委員長職務代理者とすることに決定いたします。

委員長及び委員長職務代理者が決定されましたので、ここで議事進行を委員長と交代させていただきます。

ここで暫時休憩とします。

(休 憩)

藤根委員長

それでは、引き続き日程を進めさせていただきます。

日程第6、議第3号、平成27年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（江尾）

それでは、ご説明いたします。資料ナンバー4をご覧ください。

議第3号、平成27年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）及び教科用図書採択地区の設定（昭和43年4月26日岐阜県教育委員会告示第4号）に基づき、平成27年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会を設置するものとする。平成27年5月15日提出。山県市教育委員会、教育長、森田正男。

別紙で採択協議会の規約があります。岐阜市を除く岐阜地域の市町教育委員会で組織されております。昨年度、小学校を行いました。本年度は中学校の教科用図書の選定になります。

採択協議会規約の第5条第1項中、採択地区内での全市町の教育委員会を指します。また、教育長又は教育委員は必ず含むものとなっております。これは最終ページの附則において、経過措置の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により、なお、従前の例により教育長が在職する間の第5条の規定の適用については、同条中、教育委員とあるのは教育委員長とするとなっておりますので、申し添えます。

以上です。

藤根委員長

ただいま事務局からの説明につきまして、ご質問やご意見がございましたら、お願いいたします。

委員

意見なし

藤根委員長

それでは、ご意見がないようですので、お諮りをいたします。

日程第6、議第3号、平成27年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

藤根委員長 異議なしと認めまして、平成27年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について決定させていただきます。

続きまして、日程第7、議第4号、山県市英語指導助手設置要綱の制定について議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局(江尾) 資料ナンバー5をご覧ください。

議第4号、山県市英語指導助手設置要綱の制定について。山県市英語指導助手設置要綱を別紙のとおり定めるものとする。平成27年5月15日提出。山県市教育委員会、教育長、森田正男。

平成27年度より英語指導助手としては新規で採用しています。この3月まで学習支援員でありましたルイ・アドン・ジョセフさんを英語指導助手として採用しました。月額が30万円です。今回の設置要綱で職務内容、任期や勤務時間、休憩時間等の詳細が決まっておりますので、要綱を制定し運用をしたいと思っております。

以上です。

藤根委員長 ここは要綱を読み上げていただくとかはないでしょうか。

事務局(江尾) 省略させていただきます。

藤根委員長 今少しお時間いただいて、要綱をみるということでもいいですか。

事務局(江尾) よろしく申し上げます。

藤根委員長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問、ご意見、ございましたらお願いいたします。

大野委員 任期が1年となっておりますが、例えば、私が助手で行きたいといったとき、1年任期ですと1年たったらやめなければならない、人材って集まりにくいと思いますがいかがでしょうか。

事務局(江尾) 基本的に、学習支援員、教育サポーター、各種相談員、今回の英語指導助手も含め全て契約は1年です。1年契約ではありますが、再雇用でお願いするケースが多く、毎年12月ごろ、それぞれ皆さんに意向を聞いて、やめたいということであれば、また次の人をそこから探すという手続を

しています。

藤根教育委員 以前の教育委員会のなかでも、ルイ・アドン・ジョセフさんの説明がありましたね。

事務局（江尾） そうです。他市からの話もあったようですが残っていただきました。
学校教育課長 つけ加えてお話をすると、学習支援員さんと同じで1年だということですが、よいところがございまして、1年毎に契約を更新していくとき、皆さんと面接をそれぞれにやります。そのときに、あなたはこういう評価を得ています。今度の学校ではこういう子がいますがいいですか、このことをやってくださいとか、そういう仕事内容の要求ができます。1年毎ですが非常に良い人材が確保できると考えています。

藤根委員長 大学の非常勤も1年です。

大野委員 そうですね。常勤も非常勤も1年ですよ。

藤根委員長 常勤でもそうです。

川田委員 臨時採用はそうですね。

藤根委員長 外国の方ですと、母国に帰りたいとかありますからね。

教育長 さきほど学校教育課長の話でもありましたが、いわゆる啓発面談というか、方向を示すこともできるので、私ども雇うほうとしてはそれが一番、ベターではなくベストである思いがしております。

川田委員 県も嘱託の場合は1年ですが、最長でも5年で終わりです。
この場合、期限は無いのですか。

教育長 1年毎に契約をしまして、期限は設けていません。

川田委員 英語指導助手の方は担当する学校が変わるのですか。

学校教育課長 そうです。
今回のこの先生（ジョセフ）は、学習支援員として4年間雇用していました。今年で5年目に入っています。ずっと高富中学校にいましたが、今年高富中と高富小の兼務でやっています。

藤根委員長 この方は人材も優れているということで英語指導助手に雇用された訳ですけど、またこの方が辞めて他の方が同じ英語指導助手に雇用された場合、金額は同じということですね。

学校教育課長 はい、30万円です。

- 事務局（江尾） 条例では報酬で30万円と税額分となっています。30万7,000円程度を支払うことになります。
- 大野委員 それは手取りですね。
- 事務局（江尾） 30万円から社会保険等が引かれますので、その分だけ手取りが減ることになります。
- 藤岡委員 26万円ぐらいですね。
- 事務局（江尾） 26万円程度になります。
- 藤根委員長 そのほかよろしいですか。
- それでは、ご意見もないようですので、お諮りをいたします。
- 日程第7、議第4号、山口市英語指導助手の設置要綱の制定について、ご異議ございませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 藤根委員長 異議なしと認めまして、山口市英語指導助手設置要綱の制定について決定させていただきます。
- 日程第8、議第5号、調理員の服務心得の一部を改正する訓令について議題といたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局（江尾） それでは、資料ナンバー6をご覧ください。
- 議第5号、調理員の服務心得の一部を改正する訓令について。調理員の服務心得（平成15年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。本則中「毎月1回」を「毎月2回」に改める。附則、この訓令は、公布の日から施行する。平成27年5月15日提出。山口市教育委員会、教育長、森田正男。
- 1枚めくっていただくと、調理員の服務心得があります。この中の2の（4）の中に、身の回りを清潔にし、毎月1回、所定日に検便を行い、少しでも健康を害したときは、直ちに校長に申し出、医師の診断を受けること。の毎月1回を毎月2回に変更することです。文部科学省から学校給食法の規定により2回に改め、平成21年4月1日から施行するよう通達がきていました。この訓令だけ修正がされていませんでしたので、今回提出させていただきました。実際には、平成21年度から毎月2回

実施しています。

検便の内容は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌O157になります。以上になります。

藤根委員長 ただいま事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

大野委員 これは文言の訂正ですね。

事務局（江尾） 文言の訂正だけです。

藤根委員長 ほかにご意見などはございませんでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、お諮りをいたします。

日程第8、議第5号、調理員の服務心得の一部を改正する訓令について、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

藤根委員長 異議なしと認めまして、調理員の服務心得の一部を改正する訓令について決定させていただきます。

日程第9、議第6号、山県市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（江尾） それでは、資料ナンバー7をご覧ください。

議第6号、山県市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について。山県市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。平成27年5月15日提出。山県市教育委員会、教育長、森田正男。

今回の改正は、文部科学省から平成27年4月24日付けにて通知があり変更するものです。お手元の資料5ページの新旧対照表をご覧ください。変更箇所斜線が引いてあります。旧が19万9,200円から27万2,000円の7万2,800円の増、旧が25万3,000円から29万円の3万7,000円の増に変わります。8ページをご覧ください。斜線が引いてありますように、25万3,000円から29万円、3万7,000円の増に変わることになります。

毎年、私立幼稚園就園奨励費補助金は私立幼稚園に支払っています。平

成26年度、支払額合計は、2,013万5,000円です。支払先は、はなぞの北幼稚園が132人、サニーサイドインターナショナル幼稚園が5人、はなぞの幼稚園が1人、かぐや第三幼稚園が2人、中部学院短期大学附属幼稚園が1人、いづみ第2幼稚園が2人、武芸川幼稚園が1人、若葉第一幼稚園が1人の合計145人の方に支払しました。以上です。

藤根委員長 それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。いかがですか。

大野委員 1つ質問ですけど、これは園のほうから市に請求されるのですか。

事務局（江尾） 各幼稚園から市に請求があり、毎年3月初旬に園に支払っています。園から各保護者に支払しています。

大野委員 わかりました。

藤根委員長 ご意見もないようですので、お諮りをいたします。

日程第9、議第6号、山口市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

藤根委員長 異議なしと認めまして、山口市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について決定させていただきます。

日程第10、議第7号、教育財産の取得の申し出について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（江尾） それでは、資料ナンバー8をご覧ください。

議第7号、教育財産の取得の申し出について。教育財産の取得について、山口市教育委員会教育長事務委任規則第2条第3号の規定に基づき、次のとおり市長に申し出る。1、取得財産、教育用センターサーバー及び校務用サーバーの更新。2、取得方法、指名競争入札。3、取得金額（予算額）、1,970万円。4、取得予定日、平成27年5月下旬。平成27年5月15日提出。山口市教育委員会、教育長、森田正男。

現在の教育用サーバー及び校務用サーバーにつきましては、平成21年度に購入したものです。5年以上経過していますので、新しくサーバー

を入れかえる予定です。

現在、教育用センターサーバーは伊自良支所にあります。それと、各小学校9校の学校にあるサーバー、中学校3校にあるサーバーの更新と、サーバーを運用する管理ソフト、各小中学校のサーバーを監視するソフト関係の保守の5年を含めた金額で1,970万円の予定です。

以上です。

藤根委員長 ただいまの事務局からの説明でご意見、ご質問がありましたらお願いします。

大野委員 指名競争入札にされたということですが、何社ぐらいですか。

事務局（江尾） 10社の予定です。

藤根委員長 そのほかご意見はないようですので、お諮りをいたします。

日程第10、議第7号、教育財産の取得の申し出について、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

藤根委員長 それでは、異議なしと認めまして、教育財産の取得の申し出について決定といたします。

日程第11、議第8号、平成27年度一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（江尾） それでは、資料ナンバー9をご覧ください。

議第8号、平成27年度一般会計補正予算（第1号）について。平成27年度一般会計予算（教育委員会）を補正したいので、山県市教育委員会教育長事務委任規則第2条第11号の規定に基づき、別紙のとおり市長に意見を申し出る。平成27年5月15日提出。山県市教育委員会、教育長、森田正男。

1点目は、山県市特定教育・保育施設の利用者負担額無料化に伴い、私立幼稚園就園奨励費にかかる市単独上乗せ補助1,575万円を予定しています。対象者は、3歳児から5歳児までの私立幼稚園に在籍している山県市民、約153人で、上乗せ補助を「山県まちづくり振興券」にて来年の4月に交付する予定です。

2点目は、社会教育費、公民館費の補正で、伊自良中央公民館の嘱託職員報償、232万8,000円、社会保険料34万3,000円になります。詳細については生涯学習課長より説明します。

- 生涯学習課長 人事異動により、嘱託員の報酬が必要になり補正しました。
- 藤根委員長 ただいまの事務局からの説明で、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- 大野委員 私立幼稚園ごとに保育料等の違いがあると思いますが、どのように考えていますか。
- 事務局（江尾） お手元の資料に各私立幼稚園の保育料が記載されています。国が示す就園奨励費補助金の限度額30万8,000円を基準として考えています。
- 藤根委員長 ほかに意見はございませんか。
- 委員 意見なし
- 藤根委員長 ご意見がないようですので、お諮りをいたします。
日程第11、議第8号、平成27年度一般会計補正予算（第1号）について、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 藤根委員長 異議なしと認めまして、平成27年度一般会計補正予算（第1号）について決定いたします。
日程第12、その他について、提案をいただきます。追加、その他ございましたら、お願いいたします。
- 藤根委員長 何か連絡事項とかよろしいですか。
- 全員 特になし
- 藤根委員長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたします。
これをもちまして平成27年度第1回教育委員会を閉会いたします。

（午後3時45分閉会）

上記会議録は正当であることを認め署名します。

山県市教育委員会 委員長 藤 根 美 登 里

委員 藤 岡 功